

発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務 公募型プロポーザル応募要領

1 趣旨

この要領は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「発達障害者コンサルテーション強化事業」に係る業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託予定業務の内容

別紙「発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務仕様書」のとおり

3 予算限度額

(1) 東部地域

1,202,040円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 西部地域

2,037,960円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本業務は、令和8年度予算成立を条件として実施するものであるため、予算成立状況によってはこの限りでない。

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本社又は支社、営業所等を山口県内に有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) この手続の開始の日から令和8年3月11日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

5 提案書等提出手続

(1) 提出書類

①参加申込書（別記様式1）

②提案書（別記様式2）

○A4判片面使用とすること（枚数制限無し。枚数の多寡は審査基準に含まない。）

○提案書には次に示す項目を盛り込み、具体的に記載すること

- ・発達障害児者支援に関する現状と課題

- ・これまでの取組実績
- ・実施方針
- ・実施内容
- ・実施体制
- ・期待される効果

③法人概要（別記様式3）

- ・パンフレットなどがあれば添付すること。

④見積書（様式任意）

消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(2) 提出部数

提出書類一式：正本1部、副本4部（複写可）

※提出書類については、匿名性を確保し、より客観的かつ公正な審査とするため、副本は、提案者を特定できる内容（法人名、事業者名、ロゴマークなど）について、黒塗りとする。

(3) 提出方法及び提出期限

令和8年3月11日（水）午後4時までに、10に記載する問い合わせ先へ持参または郵送（必着）により提出すること。

なお、郵送による申込みの場合は、「簡易書留郵便」として送付すること。

(4) その他

- ・提案は1法人につき1提案とし、再提出を認めない。
- ・書類作成などの提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- ・提出された提案書類は返却しない。
- ・この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び仕様書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなるので、当該特記事項の内容を確認の上、手続に参加すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報法第176条及び第180条の規定により、処罰される場合がある。

6 提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

発達障害者コンサルティング強化事業実施業務審査委員会において、提案書等について書面審査を行い、募集地域ごとに各審査員の評価点の合計点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

(2) 評価項目

評価基準書（別紙）のとおり

(3) ヒアリング等

審査委員会が特に必要と認めるときは、面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対し文書により通知する。

7 質疑応答

本要領に関する質問等については、質問書（別記様式4）により令和8年3月3日（火）正午まで、FAX又は電子メールにより提出すること。

回答は、令和8年3月6日（金）までにFAX又は電子メールで送付する。

なお、当該回答は、この要領を追加又は修正したものとして取り扱うこととする。

8 日程

2月25日（水） 要領配布及び質問受付開始

3月 3日（火） 質問受付終了（正午まで）

3月11日（水） 提案書提出期限（午後4時まで）

3月下旬 委託者決定

4月 1日（水） 業務委託開始

9 委託契約について

(1) 契約の締結

選定した者と、令和8年度に実施する委託業務について随意契約により委託契約を締結する。

なお、本選定は、令和8年度当初予算の成立を前提として手続きを進めるものであることに留意すること。

(2) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- ・提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- ・事業者に重大な瑕疵がある場合
- ・業務執行の意思が認められない場合
- ・業務遂行能力がないと認められる場合
- ・その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 問い合わせ先（提案書の提出先）

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課 在宅福祉推進班 担当：上野

電話 083-933-2764

FAX 083-933-2779

メール a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

評価基準書

評価項目	配点	評価の観点
1 法人について		
①事業運営能力	5	<ul style="list-style-type: none"> 法人の経営理念や事業概要等において、業務を実施するにふさわしい理念を有し、理念に沿った役割となる事業を実施しているか。
2 事業実績等		
①事業実績	30	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスに関する事業の実績は十分か。 過去に類似の事業（事業者支援、関係機関支援等）を実施したことはあるか。 過去に実施した相談支援の実績、内容、成果等は十分か。
②委託事業実績	10	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体からの委託事業を実施したことはあるか。 公共事業受託者として、県の業務を遂行する役割と立場を理解しているか。
3 事業実施体制		
①人員確保	25	<ul style="list-style-type: none"> 専門的・高度な支援技術を有する職員の確保及び資質向上は可能か。 業務経験及び経歴は十分か。 法人として、配置職員へのバックアップ体制が整えられているか。
②実効性	25	<ul style="list-style-type: none"> 本事業にかける意欲は十分か。 関係機関等との連携やネットワーク構築策が十分確保されているか。 特定事業者へのサービス誘引とならないなど、業務実施の中立・公平性確保の対応が十分か。
③業務管理	5	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報等を適切かつ安全に管理できる体制か。 事故などの緊急時や苦情に対応する体制は確保されているか。
合 計	100	